

□ 今月のことば □



大河の流れのように

総括副会長 下坂 スミ子



本年度、総括副会長として、笹島会長のもと、7人の副会長、事務局メンバーとともに、一年間を勤めさせて頂きます。どうかよろしく御支援のほどお願い申し上げます。

4月1日就任以来、笹島会長を先頭に、副会長一同勤務に励んでおりますが、会長の多忙さは超猛烈であり、副会長の多忙さは猛烈であります。おそらくこれはボランティアの役職という範疇をはるかに超越しているのではないかなどとふと思ってしまうほどのものですが、ともかく、超人的な日程の4月でした。官庁・裁判所・関係団体等への御挨拶直後から、チューリッヒ工科大学の研修生の研修開始、AIPLA、FICPIの方々のセミナーや御来訪、弁理士法の改正、委員会の立ち上げ、正副会長会等々、誠にバラエティに富んだ実り豊かな密度の濃い日々ではありましたが、それらの一つ一つを愉しむ余裕とてなく、つい重なり合ってしまうスケジュールに急かされながら、少々形相悪く飛び回っております。とはいえ、前年度までの歴代正副会長の皆様も、例年4月には同様の多忙な年度替りを粛々と経て来られたことに思いをはせますとき、ひとり今年のことばかり申しているわけにも参りません。

そこで、4月の就任早々に国会におきまして可決成立されました「弁理士法の一部を改正する法律」の成立経過や印象等につき少し申し述べさせて頂き、私の「今月の言葉」とさせて頂きます。

昨年1月6日から新弁理士法が施行されておりますが、引き続き本年4月には、「特許法等の一部を改正する法律」と一括上程されました特定侵害訴訟事件の共同代理に関する「弁理士法の一部を改正する法律案」が、平成14年法律第25号として可決成立されました。参議院先議のこの法案は、4月4日に参議院経済産業委員会で審議され、4月5日に本会議を通過、同日衆議院に送付され、4月10日に衆議院経済産業委員会で審議、翌11日には本会議を通過するという、私共の予想を超えたスピード成立でした。両法律は4月17日の官報で公布され、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」ことになっております。

この度、この法案を通じて、一つの法律が成立に至る経緯を初めて目の当たりにする機会を得ました。そして、その成立が、如何に多くの方々の大変な御尽力によるものであるかを身をもって知りました。衆・参両院議員の先生をはじめ、提案者側の御説明にあたられました平沼経済産業大臣、及川特許庁長官及び関係者の皆様方に対しまして、ここに厚く御礼申し上げます。また、この法案作成前の段階で、社会的ニーズを力強く御発声下さいました企業・団体・個人の皆様、本当に有難うございました。そして、最後に、このために日夜努力を傾注し続けて頂いた会員各位並びに弁理士会事務局の労に対し、心からの敬意を表します。

さて、この法案の成立に伴い、本年度、私共に課せられました第一の責務は、特定侵害訴訟共同代理の条件となっております「信頼性の高い能力担保措置」としての「能力研修」実施に向け、具体的実施計画を完

成することあります。弁護士との共同受任という、やや変則的な限定的受任形態ではありますが、かねてより弁理士会が希望して参りました知財創造サイクルへの一貫関与が、共同代理という形で実現しましたことは、非常に意義のあることであり、私共はこの点を厳粛に受け止めて、社会の期待に万に一つも反することのないよう、平成 15 年から始まる「能力研修」への準備作業を着々と進め、足元を固め、実績を作って参りたいと存じます。

人生は大きな河の流れに似ています。留まることなく流れ続ける水は、時には荒れ、時にはうねり、大方は淡々と流れます。流れの中にあっても、今日解決したと思っても、明日はまた新しい事柄への新しい解決を迫られます。だから、本来人生にはそもそも「解決」などというものはないのかも知れません。そこにあるのは、どのような流れにも臆せず、流れの状況を見極め、準備を整えて、前向きに対応していく態度であると考えます。

この一年間を皆様方と共に、楽しく、意義ある日々にして参りたいと存じます。何卒、正副会長会に、皆様方の暖かい御支援を賜りますよう御願い申し上げます。

「パテント」本文をホームページに掲載します

本誌は、2002 年 1 月号から本文を日本弁理士会ホームページ（URL=<http://www.jpaa.or.jp/>）でもご覧になれます。

各月号のホームページへの掲載開始は、「パテント」発行月から 2 ヶ月後の月初めとします。掲載記事の全文検索も可能となる予定です。

1985 年 1 月号以降の掲載記事については、同じく日本弁理士会ホームページから目次検索が可能となっていますので併せてご活用下さい（URL=<http://ucgi.jpaa.or.jp/pindex/>）。

なお、本誌はこれまで通り定期購読が可能です。掲載記事を発行月に確実にご覧になりたい方は定期購読をご利用下さい。